

日向国府の成立と展開

永山修一

はじめに

本稿では、文献から見た日向国府について概観していく。まず、日向国府成立の前提となる日向国の成立について取り上げる。ついで、7世紀末にその存在が知られる三野城と稲積城に関して、日向国府との関係などについて見てみる。そのつぎに、律令体制のもとでの日向国の位置づけについて概観していく。そして最後に、平安時代の日向国司の記事について簡単に見ていく。なお、本稿の内容については、先年刊行された『宮崎県史 通史編 原始・古代2』と重なる部分が多い。紙幅の関係で結論的な表現になっている部分もあるので、それらについては『宮崎県史 通史編 原始・古代2』を参照いただきたい。

一 日向国の成立

『古事記』大八島国生成条は、律令制以前の筑紫島すなわち九州島の地域区分を反映していると考えられる。それによれば、九州島は筑紫国・豊国・肥国・熊曾国からなっていた。筑紫国・豊国・肥国は、8世紀にはそれぞれ筑前・筑後、豊前・豊後、肥前・肥後の6国となるから、のちの日向・大隅・薩摩の3カ国の地域がひとまとまりのものとして認識されていたと考えられる。

『日本書紀』推古二十年(612)正月丁亥条に見える「馬ならば日向の駒」の日向や、白雉五年(654)四月条に見える吐火羅国人・舎衛人が漂着した日向は、いずれもこのような広い領域をさす呼称であった。

7世紀後期にはいると、政府は唐の律令を手本とする政治体制の建設に本腰を入れるようになった。これによって、多々島・阿麻彌島をはじめとする南の島々に居住していた人々や、南部九州に居住していた人々(彼らは隼人と呼ばれることになる)に対して、朝貢を行わせるとともに、その地域へ版図を拡大していくとした。

全国的には、天武十二~十四年(683~685)にかけて、伊勢王らを派遣して、山や川などの自然地形をもとにして国境を確定する作業が行われ¹⁾、律令制の基礎となる地方行政単位としての「国」が成立することになった。これを令制国と呼んでいる。令制国としての日向国の初見は、『続日本紀』文武二年(698)九月乙酉条に見える朱沙献上記事であるが、同じく令制国の筑後国は持統四年(690)には成立していた²⁾から、令制の日向国も遅くとも持統四年ころまでには成立していたと考えられる³⁾。令制国には、政府から国司が派遣されることになっており、国政をつかさどるための施設として官衙が設けられた。このころ、のちの薩摩・大隅両国にあたる地域に居住していた人々は、隼人と呼称され、大きく大隅隼人と阿多隼人に分けて把握されており、筑紫惣領(筑紫大宰)が直接に統括していた。

蝦夷が住む東北地方に目を転じると、日本海側では新潟平野北半部に、大化三年(647)渟足柵が、その翌年には磐舟柵(新潟県村上市)が設置されて、柵戸の移民が実施された。太平洋側では、柵の名称は明らかでないものの、7世紀半ばから後半に仙台平野から大崎平野にかけての地域に郡山遺跡(仙台市太白区)と名生館遺跡(宮城県古川市)の官衙が築かれ、柵戸の移民が実施された。このふたつの官衙遺跡は、初期の段階では城柵として機

能していたと考えられている。

郡山遺跡は、7世紀半ばから同末のⅠ期官衙と7世紀末から8世紀はじめのⅡ期官衙からなる。Ⅰ期官衙は、材木列塀で囲まれた約300m×560m以上の長方形からなり、建物群の方位は真北に対して西に50~60度振れている。蝦夷の地への進出の最初の拠点として設けられた城柵とされている。Ⅰ期を取り壊して建設されたⅡ期官衙の中心部は、材木列塀と大溝で囲まれた南北422m×東西428mの正方形で、正殿とされる大規模な東西棟建物（東西に長い建物）と、東西対称に各6棟の脇殿が想定されている。Ⅱ期官衙の南の外に附属寺院と官衙の建物群がある。

国衙の成立に関しては、7世紀第Ⅲ四半世紀以前の端緒的国宰所、7世紀第Ⅳ四半世紀から8世紀第Ⅰ四半世紀にかけての初期国衙、それ以降の政庁を持ち長期間存続することになる国衙、の3段階に分けて考える見解が示されており⁴⁾、郡山遺跡のⅡ期官衙は、陸奥国府の置かれた城柵であり⁵⁾、初期国衙と位置付けることができる。

さて、九州地方の官衙と城の成立については、単純化していえば、（ア）大宰府の前身官衙および大野城などの外交や対外関係に関連する施設についての問題と、（イ）各国の支配のために設けられた国衙および対隼人政策の一環として設けられた城柵の問題がある。本稿では（イ）について見ていくことにする。

7世紀代にさかのぼる国衙関連遺跡としては、筑後国（福岡県久留米市）に関して、7世紀中頃から7世紀末頃の国府前身官衙（プレⅠ期）と7世紀末頃から8世紀中頃の古宮国府（Ⅰ期）をあげることができるくらいである⁶⁾。

一方、城柵に関しては鞠智城・三野城・稻積城などの名をあげることができるが、これについては節を改めて述べることにする。

二 三野城と稻積城

南部九州に関わる可能性のある城柵としては、鞠智城・三野城・稻積城の3つをあげることができる。まず、鞠智城に関しては、『続日本紀』文武二年（698）五月甲申条に「大宰府をして、大野・基肄・鞠智城を繕ひ治めしむ」とあるのが初見であるが、その創建時期は大野・基肄の両城と同じく7世紀後半の天智朝とされている。ただし、その建設の目的に関しては、緊急時の防御を想定して食糧の備蓄を行った「兵站基地」であり、大野・基肄などの北九州の山城を補完するとする説⁷⁾や、対外的原因よりは、交通路の問題や薩摩・大隅・日向との関連など、国内的原因を重視すべきとの見解が示されている⁸⁾。鞠智城は、朝鮮式山城として創建されたことから、最初対外的な面での役割を期待されていたが、南九州への支配の進展とともに、国内的な役割も期待されるようになったと考えられる。ただし、鞠智城の初見記事に、大野・基肄城が同時に記されていることからすると、鞠智城の基本的な性格は対外的な面でのものであったと考えるのがよいと思う。

『続日本紀』文武三年（699）十二月甲申条には「大宰府をして、三野・稻積両城を修せしむ」という記事がある。この両城の比定地に関しては、北部九州説⁹⁾と南部九州説¹⁰⁾があるが、古代に築造された城や柵と呼ばれる防衛施設の名称は郡名や郷名に一致する場合が多いこと、また北九州説の比定地が城の立地条件に必ずしも合致しないことなどにより、それぞれ『和名類聚抄』に見える日向国児湯郡三納郷（宮崎県西都市付近）、大隅国桑原郡稻積郷（鹿児島県国分市付近）にあてる南部九州説の方が妥当であろう¹¹⁾。これは修築

記事であるため、両城の創建は文武三年以前となるが、創建年代は不明とせざるを得ない。また、この両城に関しては、大野・基肆・鞠智城のような朝鮮式山城の形態であるか、あるいは東北地方の城柵に近い形態をとるのかが問題になる。

朝鮮式山城は、唐・新羅による攻撃を想定して、いわば逃げ城的機能を持つものであるのに対し、東北の城柵は支配の十分に及んでいない地域に支配を打ち立てるための拠点として設けられたものであった。三野城・稻積城の性格について、稻積城は隼人の本拠地の直中に設置された最前線基地、三野城は最前線からは距離があるものの対隼人政策の拠点として設置された施設とすることが可能であり¹²⁾、東北地方の城柵に近い形態をとる可能性が高いのではないかと考えられる。とすれば、東北地方の例から見ても、三野城・稻積の両城の創建にあたっては、その近辺に柵戸の移民が行われた可能性も想定することができる。『和名類聚抄』には、大隅国桑原郡として大原・大分・豊国・答西・稻積・広西・桑善・仲川（中津川）の8郷が見えるが、このうち豊国と仲川（中津川）は豊前国から、大分は豊後国からの移民と考えられる¹³⁾。豊前国からの移民については、後を見るように和銅七年（714）に記事があるが、豊後国からの移民はあるいは和銅七年をさかのぼり、稻積城との関連で理解することができるかも知れない。

『続日本紀』大宝二年（702）八月丙申条によれば、薩摩と多瀬地方で、政府に対する抵抗が起きたため、政府は軍事力を用いて鎮圧し、戸籍作成に着手し、官人（おそらく政府から派遣された国司・島司および在地有力者から任命された郡司）を置いたとされる。政府は、大宝二年に大宝律令制定後初の戸籍造りを行うため、南部九州の有力者を大宰府に出頭させ郡司に任命しようとしたが、これに対する出頭拒否や、戸籍造り自体に対する抵抗がおこり¹⁴⁾、政府はこうした事態を「反乱」と認定したのである。同十月丁酉条によれば、鎮圧の成功を祈祷した大宰管内の神九處に感謝するため幣帛を奉り、同時に唱更国司の申請により、国内要害の地に、柵を建て成を置いて、防御を固めようとした。唱更国司とは、日向国司と薩摩国司をさすと考えられる¹⁵⁾。日向国と、日向国から分出されたばかりの薩摩国の要害の地に柵が置かれていたことについては、『続日本紀』天平神護二年（766）六月丁亥条に、大風の被害のために、日向・大隅・薩摩三国の柵戸の調庸を免除するとの記事があることから明らかである。この設置目的については、単に軍事的なものというより、律令行政貫徹上の必要性を重視すべきである¹⁶⁾。

『続日本紀』和銅三年（710）正月庚辰条には、日向隼人曾君細麻呂を外従五位下に叙した記事が見える。曾君は、鹿児島湾奥沿岸部に勢力を持つ隼人の有力豪族であり、この地域が日向国的一部とされ、日向国がそこに住む隼人に対する支配に一定の責任を持つ状態になっていたことがわかる。また、この叙位記事から鹿児島湾奥部沿岸地域の経営がそれなりに順調であったことがわかる。これをうけて『続日本紀』和銅六年（713）四月乙未条には、日向国肝坏・曾於・大隅・始瀬の四郡を割いて、大隅国を設置するという記事が見え、大隅国を分出して、その後約1200年にわたって続く日向国領域がほぼ定まった。

大隅国分出は戸籍作成の前提として行われたものともされており、隼人と政府の間に軍事衝突を引き起こすことになった。『続日本紀』同年七月丙寅条には、隼賊（隼人）征討にあたった將軍と士卒1280人余への授勲記事が見える。そして、翌年豊後国から200戸の移民を実施して、隼人を教導することとなった（『続日本紀』和銅七年三月壬寅条）。

さて、東北地方の蝦夷支配を理解するために、その内部をA地区=律令制の公民支配が

確立している地域、B地区=A地区の外側にあって城柵を設置し柵戸の移民によって建郡し、公民支配が一応成立している地域、C地区=B地区の外側にあって夷狄が住み、律令制的公民支配が未成立の地域に区分する見方がある¹⁷⁾。この見方を日向国に当てはめてみると、令制の日向国は、北部はA地区であるが、成立当初から南部にC地区をかかえており、その中間に城柵をつくり移民を実施してB地区を設定していた。大宝二年(702)には薩摩国を、和銅六年(713)には大隅国を分出して、日向国内にC地区は無くなつたが、大隅国に接する地域はB地区であった可能性がある¹⁸⁾。すなわち、日向国は隼人支配の当事国となった薩摩・大隅両国を支援する役割を担っていたと考えられるのである。この支援は、軍事面ばかりでなく、財政的な面でも継続されたと思われる。

三 日向国の国司と政務

律令制度のもとにおいて国は、財政規模や政治・外交上の重要性などにより大・上・中・下の4等級に分けられており、等級に応じて国司が派遣されていた。日向国は、設置当初より中国とされ、守と掾と目と史生が都から派遣されてきていた。ただし、8世紀後半以降臨時に介を置くこともあり、これが先例となり貞觀七年(865)に介の設置を認める太政官奏が出された¹⁹⁾。

国司の職掌は、職員令大国条などに規定されているが、日向国の国司については、一般的の職掌に加えて「壱岐、対馬、日向、薩摩、大隅等国、惣じて知らすこと、鎮捍、防守、及び蕃客、帰化、」という特別な規定がある。「鎮捍、防守」は、唐の律令では辺境に置かれた防衛機関である鎮・戍の長官などの職掌として規定されている内容であるため、日向国内に唐の鎮・戍に相当するような軍事施設が置かれ、それを日向国司が統括していたのである。養老四年(720)に起こった隼人との衝突まで何度かの対隼人戦争が起きており、日向国はその中で重要な役割を果たしたと考えられる。この面からも、初期の日向国府が、郡山遺跡II期官衙に代表されるような城柵の形態をとっていた可能性が高いのではないかと考えられる。

日向国の場合、国府およびその周辺で通常の政務以外に具体的にどのような儀式が行われたか史料上は明らかでない。天平年間の諸国正税帳から知られるものは、次の表のようになっている。

元日朝拝(宴)	駿河国(天平10) 越前国(天平4) 但馬国(天平9) 薩摩国(天平8)
斎会 (正月十四日)	和泉監(天平9) 尾張国(天平6) 駿河国(天平10) 越前国(天平4) 但馬国(天平9) 薩摩国(天平8)
斎会(臨時)	駿河国(天平10)
読経	但馬国(天平9)
积奠	薩摩国(天平8)

言うまでもなく国府にはその中枢施設たる政庁がつくられ、それに付属する官衙(曹司)・正倉・厨・工房などがあり、さらに国司の居宅が設けられていた。「越前国雜物収納帳」には介宅・掾宅・大目宅などの記載がある。また『万葉集』にも大伴家持が越中守と

して赴任していた天平十八年(746)～天平感宝元年(749)によまれた歌に、守大伴宿祢家持館(3943番)、大目秦忌寸八千島之館(3956番)、掾大伴宿祢池主之館(3995～98番)、掾久米朝臣広縄之館(4052～55番)、少目秦伊美吉石竹之館(4086～88番)、介内藏忌寸縄麿之館(4230番)などが見えている。

日向国の場合、「国厨」墨書き土器が出土していることから厨の存在が知られ、また妻北小学校遺跡からは表に「真万」と墨書きされ裏に漆らしき物の付着した須恵器壺蓋が出土しているので、工房の存在を想定することも不可能ではない。

さらに、日向国府近辺には、児湯郡家や軍団、さらに駅家もあったと考えられるのであるが、こうした施設については、「児湯郡印」の存在が知られるくらいで、いまだ明らかでない点が多い。

四 平安時代の日向国府

延暦十九年(800)に、大隅・薩摩両国では班田制が導入されることになり、間もなく隼人の朝貢も終了して、南九州における隼人問題は解消されることになった。日向国が果たしていた軍事的役割にも大きな変化があったと考えられる。弘仁六年(815)の段階で日向国内にいた兵士は500人であった。その2年前の弘仁四年(813)に筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後のいわゆる三前三後の6国の兵士定員を8100人減らして9000人にする措置がとられた。これによって、筑前・肥後は各2000人、筑後・肥前は各1500人、豊前・豊後は各1000人とされたが、これと比較するとき日向国の500人はかなり少ない。この時点で、日向国が果たしていた軍事的役割は大きく減じていたと言わなければならない。日向国の兵士数が当初から500人であったとは考えられないから、いつごろ削減されたかが問題となるが、三前三後の6国の兵士定員は、宝亀十一年(780)にも一度削減されていたとされ、日向国の定員もこの時減らされたとする説がある²⁰⁾。この説が妥当とするならば、隼人支配の進展によって軍事的緊張状態が解消し、日向国をはじめとする大宰府管内諸国の兵士定員が削減され、これを受けて大隅・薩摩両国への班田制の完全導入が実施され、朝貢も停止されて、隼人問題が最終的に解消されることになると考えることが可能である。

しかし、その一方で経済面でかつての隼人居住地域を支援する役割を担う状況は続いていた。「弘仁式」主税によれば、日向国は大隅国分寺の維持財源として2万束の出拳を行っており、これは、1万束であった日向国分寺財源の2倍となる。

「延喜式」主税によれば、10世紀前半の段階で大隅国分寺の維持財源としての出拳は、大隅国で行われるようになっていた。従って、「弘仁式」から「延喜式」の間のいずれかの時点で、日向国が大隅国を財政的に支援するという状況は解消されたと考えられる。それがいつごろかは明らかでないが、9世紀後半に入るころの可能性を考えておく²¹⁾。日向国の出拳本稻数は、「弘仁式」段階で合計33万束、「延喜式」段階で37万3000束余となっており、9世紀代の日向国の財政規模は大きく拡大したわけではないが、大隅国に対する財政的支援から解放されたことは、日向国の財政に幾分かの余裕を与えることになったと考えることも可能である。

大宰府管内における日向国的位置づけの変遷については、次のように考えられている。管内諸国は、いろいろな面で大宰府を支えるいわゆる三前三後の六国と、財政的には自立できず大宰府および管内諸国からの財政支援を受けながら、対隼人や対新羅の面で重要な

役割を果たす薩摩国・大隅国および対馬島・壱岐島・多々羅島のいわゆる二国三島（天長元年（824）の多々羅島廃止以後は二国二島）に大別することができる。日向国は、すでに見てきたように軍事的にも経済的にも二国三島（実際には二国と多々羅島）を支える側にあつたが、隼人問題の鎮静化とともに、日向国の軍事的重要性が薄れ、一方で財政的な負担能力が小さいため、六国のグループに入ることもなかつた²²⁾。

さて、日向国では平安時代の前半期に、2つの著名的な事件が起こっている。嗣岑王に関する事件と藤原保昌の事件である。

まず、嗣岑王は嘉祥三年（850）正月に従五位下で日向守に任命されている。齊衡二年（855）正月、後任の日向守に藤原穎基が任命されたが、この後に事件が起つた。『日本文徳天皇実録』同年閏四月丙午条によれば、大宰府が馳駆して、日向守嗣岑王が兵を発し、推訴使正五位下田口房富を殺そうとしたと報告してきたため、官爵を免ずる措置を執られたことになった。その後、嗣岑王は密かに京に入ったが、齊衡四年（857）正月に捕らえられて前讃岐守弘宗王とともに右京職に散禁され、貞觀元年（859）十二月にあらためて嗣岑王の官位を免ずる措置が決められた。この嗣岑王の事件の原因は明らかでないが、『類聚三代格』に載せる事件の直前の齊衡二年二月十七日付太政官符は、大宰府の召しに応じない管内国司に対する罰則を定めたもので、使いを派遣して事実関係が明らかになった場合、五位以上はその位禄を奪うことにしたものであり、まず大宰府との確執を事件の背景の一つに数えることが可能である。嗣岑王とともに散禁されるに至つた弘宗王は、讃岐国の百姓によって訴えられ、政府は詔使を派遣して虚実を推問し、詔使は弘宗王を捕らえ讃岐国で禁錮に処したが、弘宗王はそこを脱出して京に逃げ込んだことによって処罰されている。嗣岑王に殺されそうになつた田口房富は、推訴使（『日本文徳天皇実録』齊衡二年閏四月丙午条）あるいは詔使（『日本文徳天皇実録』齊衡四年正月乙卯条・『日本三代実録』貞觀元年十二月二十七日戊申条）とも呼ばれているから、嗣岑王が任国で訴えられていた可能性は高く、貢租・労役の集取、郡司や在地土豪との対立にあたつて武力を行使したものと考えられている²³⁾。嗣岑王は、大宰府に対しても、さらに国内でも対立を抱え込んでいたとすることがきよう。

藤原保昌は、南家の流れで、正暦三年（992）から長徳三年（997）まで日向守に在任した。叔父は「受領は倒れる所に土をつかめ」といったという藤原陳忠（『今昔物語集』巻二十八）であり、受領を輩出していた家柄の出といえる。彼が日向守の任期をおえて交替するさいの手続きが公卿会議で大きな問題となつたことを、『北山抄』巻十吏途指南、『権記』長保四（1002）年二月十六日条、『西宮記』巻十裏書などから知ることができる。

彼が監査をうけた正税帳の年限（本来は5年分のはずが7年分であったこと）と、前任者の死去をよいことにして、交替のさいのやむを得ない欠失（交替缺）を大量に認定したことが問題になつた。しかし結局、公卿たちは、保昌の後ろ楯に藤原道長がひかえており、保昌自身が著名な武人であったことにより、問題なしとしてパスさせてしまった。

当時の国府の様子を垣間見せる話が、『今昔物語集』巻二十九におさめられている。それによれば日向守某は、新任がくるまでのあいだに、書生に「旧きことをば直しなどして」交替用の書類を用意させた。書生は身の危険を感じたが逃げられなかつた。やがて書類が整うと、守は、都から引き連れてきていた郎等たちに書生をとらえさせ、射殺させたといふのである。この守は、藤原保昌である可能性がきわめて大きい²⁴⁾。

さて、このころの国内政治は律令制度の支配からずいぶんと変化してきていた。律令制度の下では、在地に伝統的な支配権を保持する郡司の力を利用しながら、中央政府から派遣してきた国司たちが連帶して責任を負って、任国の経営にあたっていた。9世紀にはいると、土地開発の進展などにともなって「富豪之輩」が台頭し、郡司の在地首長としての権威は動搖するようになり、徵税などに大きな困難が伴うようになった。そこで、10世紀になると政府は、課税対象を人から土地に変更し、国司の長官（受領と呼ばれるようになる）に責任を集中させる一方で、一定の税を政府に納入することを条件に、地方政治に関して大きな権限を与えるようになった。藤原保昌は、受領の代表的な存在と言うことができる。

こうした動きにともなって、国府には数々の「所」ができてきた。『新猿樂記』には、受領の郎等としての四郎君が登場するが、それによれば、国府には済所・案主・健児所・検非違所・田所・出納所・調所・細工所・修理・御廄・小舎人所・膳所・政所などの所があった。日向国府にも、このような所が置かれ政務を分担していったはずである。

おわりに

以上、日向国に関する若干の問題について概観してきた。日向国および国司に期待された任務を、時期によってA期～F期に簡単にまとめると次のようになろう。

A期。7世紀末に成立した日向国は、成立当初、隼人の居住地を国内に抱え込んでいた。隼人支配を直接的に管轄するのは筑紫大宰であったけれども、国内には三野城・稻積城が築かれ、移民が実施されるなど、日向国は隼人支配の前線に位置付けられ、当然ながら国司にものちに令で「鎮捍、防守」とされる任務が課せられていた。

B期。8世紀の初期、ほぼ大宝律令の成立とともに、隼人支配は令制国がになうようになった。大宝二年（702）以降、日向・薩摩両国内には、さらにいくつかの柵が作られることになった。日向国司は、公民の支配を進めるとともに、隼人支配の上で直接に果たす役割はさらに重要になったはずである。

C期。和銅六年（713）に、大隅国が分出され、日向国内に隼人の居住地はなくなったが、日向国司の軍事面での特別な職掌はそのままであり、8世紀後半の段階でも、日向国内に柵戸の存在が知られる。また、経済的にも大隅国を支える面があったようで、日向国およびその国司は、薩摩・大隅両国と密接な関係を持ち続けていたと言える。

D期。延暦十九年（800）の薩摩・大隅両国への班田制の導入と隼人の消滅にみられるように、日向国が持っていた軍事的な役割は消滅したと考えられるが、大隅国分寺料の出拳のように日向国が大隅国を財政的に支える面は残った。

E期。大隅国の財政面での充実にともない、おそらく九世紀の後半ごろに、日向国からの支援は停止され、日向国が担っていた経済面での特別な役割は消滅したと考えられる。

F期。10世紀に入り、律令制的支配が変容し、日向国でも受領による支配が展開する。さて、仙台市郡山遺跡のI期官衙や筑後の国府前身官衙（プレI期）などを念頭に置けば、日向にはA期以前の段階で中央から派遣してきた官人が政務を執った状況を完全に否定し去ることはできない。そこでこの時期を仮にプレA期としておく。先に、国衙の歴史的展開の段階を、端緒的国宰所、初期国衙、国衙の三段階に分ける見方を紹介しておいたが、プレA期が端緒的国宰所の段階、A期～C期の前期が初期国衙の段階、それ以降が

国衙の段階とすることができる。

寺崎遺跡で確認された正殿・脇殿から成る「品」字型の政庁（Ⅲa・Ⅲb期）は、ほぼD期以降の国衙政庁と考えられ、この政庁で嗣岑王は政務を見たと思われる。Ⅲa期からⅢb期への変化は、同一規格での礎石建への立て替えであるが、これはあるいは、D期からE期への移行と関連する可能性も否定できない。Ⅲa・Ⅲb期は、日向国財政が充実していた時期の国衙政庁とすることができる。

F期の代表的な受領として藤原保昌をあげたが、彼が日向守に任命されたのは10世紀末の正暦三年（992）のことであり、この時点は寺崎遺跡のⅣ期が終わって廃絶する時期にあたっているから、藤原保昌が政務を見た官衙はこの寺崎遺跡とは異なる場所にあった可能性が高い。『朝野群載』（巻二十二）の「国務条々」によれば、平安時代後期になると、国庁を場とした儀礼がなくなるわけではないが、かなり重要な国務の場が国庁から国司館に移るという²⁵⁾。この時期、一国の支配権を象徴するものとして、国印・鑑があり、印鑑を受領する儀式は国司館で行われていた。

これに関連して、西都市三宅に所在する印鑑神社に関しては、中世の国府の所在を示すとする説がある²⁶⁾。この付近（国府推定地B）では古瓦が採集されているが、官衙遺跡としてまとまった面積がとれないことから、古代の国府の推定地としては弱点があるとされている。しかし、平安時代後期の国司館を中心とする建物があったとすれば、正殿・脇殿から成る政庁のようなまとまった面積を想定する必要はなくなるから、この地域の国府推定地としての可能性は否定し去ることはできないと考える。寺崎遺跡以後の日向国府については、今後の大きな課題とすることができる。

さて、初期国衙の段階では必ずしも正殿や脇殿をもたないことから、寺崎遺跡のⅠ期を国衙とする可能性を否定することはできない。また、評（郡）衙が国衙の機能を果たしていた可能性も否定できない。しかしだけ見ておいたように、とくにB期は日向国が直接隼人支配に責任を負う体制になっていた。元日に国司が郡司たちから拝賀を受ける儀式について定めた儀制令元日国司条が示すように、国庁で行われる儀式・饗宴は、国司・郡司の間で支配・服属を再確認する政治的意味を持っていた。また職員令大国条では、陸奥・出羽・越後国の守の職掌として蝦夷に対する「饗給」が規定され²⁷⁾、東北地方において蝦夷支配に責任を負っていた陸奥国府たる郡山遺跡では、Ⅱ期の遺構に正殿・脇殿が確認されている。これからすれば、隼人支配に責任を負っていたB期の日向国府に、正殿・脇殿からなる政庁が置かれていた可能性を考えなければならない。もしこのように考えられるならば、寺崎遺跡のⅠ期は、国府政庁以外の官衙である可能性が高くなる。その場合、児湯評（郡）の評（郡）衙・駅家などの可能性が考えられよう。

寺崎遺跡のⅠ期の時代に相当する日向国内の評衙・郡衙の確実な遺構は確認されていない。宮崎市大字島之内の北ヶ迫遺跡は、7世紀末～8世紀前半の須恵器や円面鏡が出土しており、初期国衙に並行する時期の官衙遺跡の可能性もあるが、いずれにしても、三野城なども含めて、初期国衙に相当する時代に関する今後の調査に期待がかかるところである。

薩摩国の場合、国府の推定地としては、近世の『三国名勝団会』以来、屋形ヶ原説が知られていたが、昭和39年より一部発掘調査された現推定地が有力視されるにおよび、屋形ヶ原地区は本格的な調査がされることなく開発の手が入ってしまった。しかし、現推定地は、薩摩国建国当時までは遡らないことがわかつており、あらためて創建当時の国府とし

ての屋形ヶ原説が浮上してきている²⁸⁾。

日向国府については、今回、寺崎遺跡が日向国府跡として確認され、日向国の古代史研究にとってきわめて大きな意義を有することになった。したがって寺崎遺跡の重要性を一般に広く知っていただくことが大切であるが、薩摩国の例からして、国府の移転を視野に入れ、今後も引き続き初期国衙期および10世紀末以降の国府の究明をはかる必要がある。

- 1) 『日本書紀』天武十二年十二月丙寅条、同十三年十月辛巳条、同十四年十月己丑条
- 2) 『日本書紀』持統四年十月乙丑条
- 3) 鐘江宏之「「国」制の成立」(『日本律令制論集』上巻 吉川弘文館 1993年)
- 4) 山中敏史「7世紀における地方官衙の動態」(2000年7月2日、久留米市における第3回西海道古代官衙研究会発表資料)
- 5) 『仙台市史 通史編2 古代中世』(仙台市 2000年) 70頁～77頁、今泉隆雄氏の執筆分。
- 6) 豊前国では、政庁域内から7世紀後半の遺物は出土しているが、遺構は検出されていない。
- 7) 『新熊本市史 通史編第一巻』(熊本市 1998年) 786～788頁、島津義昭氏執筆分。
- 8) 西住欣一郎「発掘から見た鞠智城跡- 最近の調査成果から-」(龍田考古会『先史学・考古学論究Ⅲ』1999年)
- 9) 岩波新日本古典文学大系『続日本紀 一』(岩波書店 1989) の補注
- 10) 井上辰雄『隼人と大和政権』(学生社 1974年) 136頁
- 11) 『宮崎県史 通史編 原始・古代2』(宮崎県 1998年) 26～27頁、185～187頁
- 12) 永山修一「日向国の官道」(『宮崎県史 通史編 原始・古代2』) 717～718頁
- 13) 井上辰雄『隼人と大和政権』137頁
- 14) この抵抗は、文化人類学フレーザーによって位置づけられた「人口調査の罪」という呪術的観念(未開の社会に広範に存在する人口調査に対する反感と抵抗)との関わりでとらえられている。義江彰夫「『旧約聖書のフォークロア』と歴史学」(東京大学出版会『UP』77号 1979年)
- 15) 永山修一「大宝二年の隼人の反乱と薩摩国の成立について」(『九州史学』94号 1989年) 10頁
- 16) 永山修一「大宝二年の隼人の反乱と薩摩国の成立について」13頁
- 17) 今泉隆雄「律令国家とエミシ」(『新版「古代の日本」⑨東北・北海道』角川書店 1992年) 175頁
- 18) 都城市上ノ園第2遺跡から、「秦」の墨書き土器が出土していることから、これを豊前地方からの移民に結びつけて理解する説がある(『都城市史 通史編1 自然・原始・古代』都城市 1997年 639～640頁)
- 19) 『類聚三代格』卷五 加減諸国官員并廃置事 貞觀七年三月九日付太政官奏、『宮崎県史 通史編 原始・古代2』225～226頁
- 20) 『宮崎県史 通史編 原始・古代2』417～422頁

- 21) 『類聚三代格』 卷十五 易田并公営田事 所載の貞觀十八年(876)五月二十一日付太政官符によれば、薩摩国は、仁寿二年(852)に日向・大隅国にならって国厨田を設定している。同時に行われたか否かは明らかでないが、仁寿二年までに日向・大隅両国で財政面での施策が実施されたことになるから、これにあわせて日向国から大隅国への財政的支援が行われなくなった可能性も考えられる。
- 22) 坂上康俊「「九州」の成り立ち」(丸山雍成編『前近代における南西諸島と九州－その関係史的研究－』多賀出版 1996年)
- 23) 笹山晴生「平安初期の政治改革」(『岩波講座 日本歴史』第3巻 岩波書店 1976年) 259~260頁
- 24) 『都城市史 通史編 自然・原始・古代』 692~695頁
- 25) 佐藤信「宮都・国府・郡家」(『岩波講座日本通史 第4巻 古代3』 岩波書店 1994年) 130~131頁
- 26) 木下良『国府』(教育社歴史新書44 教育社 1988年) 228頁
- 27) 佐藤信「宮都・国府・郡家」125~126頁
- 28) 『鹿児島県の地名』(平凡社 1998年) 449頁